様式第１号・様式第１－１号「住宅の応急修理申込書」に添付

**住宅の被害状況に関する申出書（災害救助法応急修理参考資料）**

令和　　年　　月　　日

○　　○　市（町・村）長　あて

住所

氏名

この制度は、**自らの資力で**修理を行い、当面の日常生活に**最低限必要な場所を確保できない方**に対して、**必要最小限の修理**を行うものです。

**０　損害割合の確認（一部損壊の場合）※被害状況がわかる写真を添付してください**

□　屋根、外壁、窓（建具）が貫通する損傷があり、雨漏りしている

□　雨漏りにより、天井・内壁・床に大きな被害があり使用できない部屋がある

□　屋内に浸水していない又は軽微な雨漏りのみ　→　応急修理の対象外です

**１　応急修理対象箇所について**

　　この制度で修理できる部分は、屋根・外壁・窓（建具）等の基本部分や日常生活に欠かせない居室等ですが、修理を希望する箇所は以下の部分です。

修理対象箇所

**２　屋根について　１**の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

（※屋根の構造は、小屋組（屋根の骨組み）＋野地板（屋根の下地板）＋屋根葺き材（瓦、金属板など）　からなっています。）

□　屋根葺き材　が　著しくずれ・破損・落下　している

□　小屋組　または　野地板　が壊れている。または　大きく変形している。

**３　壁について　１**の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| （※壁の構造は、 | ①　柱・はり＋下地材＋表面材（壁紙など） |
|  | ②　柱・はり＋仕上板（プリント合板・板など） |
|  | ③　柱・はり＋竹組下地＋塗仕上げ |
|  | からなっています。） |

□　柱・はり　または　下地板　が壊れている。

□　下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。

□　下地板・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。

□　壁紙がはがれているのみ　→　制度の対象外です。

**４　床について　１**の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

（※床の構造は、床組（床の骨組み）＋床の下地板＋表面の仕上材　からなっています。）

□　床組　または　下地板　が壊れている。

□　下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。

□　仕上材のみの不具合　→　制度の対象外です。